

(様式1)



所教体施第20号  
平成23年8月15日

所沢市監査委員	阿部	武志	様
同	小野	民夫	様
同	安田	義広	様
同	久保田	茂男	様

所沢市教育委員会委員長 富田 常世

監査の結果に基づく措置について（通知）

平成23年3月30日付け所監第102号で報告のあった監査の結果について、別紙のとおり、措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

## 監査の結果に基づく措置

部・課名等	教育総務部スポーツ振興課
<p>〔監査結果（指摘事項）の内容〕</p> <p>(1) 所沢市弓道場の利用料金については、所沢市体育施設設置及び管理条例第17条に基づき、適正に徴収するよう指導されたい。</p> <p>(2) 自主事業については、所沢市弓道場の管理に関する協定書第38条の規定どおり、自己の責任と費用により行うよう指導されたい。</p> <p>(3) 指定管理者所沢市弓道連盟の会計経理については、指定管理者が適切な支出を行うよう、厳正に指導されたい。</p>	
<p>〔講じた措置の内容〕</p> <p>(1) 所沢市弓道場の利用料金については、所沢市体育施設設置及び管理条例第17条について再度確認を行い、適正に徴収するよう指導しました。なお、弓道場の利用状況にあわせ、市民武道館と同様の使用料体系とするよう条例を改正する予定です。</p> <p>(2) 自主事業は自己の責任と費用により行うよう指導し、平成23年度予算計画は収入と支出の予算額を同額としました。</p> <p>(3) 利用料金の徴収、自主事業計画、運営における謝礼について適正に執行するよう指導しました。</p>	